

○国立大学法人筑波大学附属病院長候補者の選考に関する規程

〔平成29年10月26日〕
〔法人規程第55号〕

国立大学法人筑波大学附属病院長候補者の選考に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第63条に規定する附属病院長の候補者（以下「附属病院長候補者」という。）の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 附属病院長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 附属病院長の任期が満了するとき。
- (2) 附属病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 附属病院長が欠員となったとき。
- (4) 附属病院長が解任されたとき。

(選考基準)

第3条 附属病院長候補者となることができる者は、医師免許を有し、人格が高潔で学識に優れ、附属病院の将来に明確なビジョンを有し、次に掲げる資質及び能力を有するものとする。

- (1) 附属病院内外での管理運営経験を有し、附属病院の健全な運営及び経営にガバナンスを発揮できること。
- (2) 医療安全について十分な経験及び指導力を有し、附属病院の高度な医療安全管理体制を確保できること。
- (3) 筑波研究学園都市にある病院として、世界最先端の医療・研究・教育を推進できること。
- (4) 幅広い能力を有する優れた医療人養成に貢献するとともに、地域医療の中核的拠点として、その発展に貢献できること。

(選考委員会)

第4条 学長は、附属病院長候補者の選考を行うため、附属病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 2人
- (2) 医学医療系長
- (3) 系長（前号を除く。）及び重点研究センター（先端的研究型）の長のうちから学長が指名する者 2人
- (4) 学長が委嘱する学外の有識者 4人
- (5) その他学長が必要と認める者 若干人

3 選考委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する委員のうちから、学長が指名する。

4 学長は、選考委員会を設置したときは、その名簿を公表するものとする。

(議事)

第5条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 前項の場合において、前条第2項第4号の委員は2人以上出席しなければならないものとする。

(附属病院長適任者の推薦)

第6条 医学医療系長は、選考委員会に、附属病院長にふさわしい者(以下「附属病院長適任者」という。)を、少なくとも3人以上推薦するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長及び選考委員会の委員は、附属病院長適任者を推薦することができる。

3 前2項の推薦に当たっては、附属病院長適任者の略歴、推薦理由等を添付するものとする。

(附属病院長候補者の対象)

第7条 選考委員会の委員が、前条に規定する推薦を受けたときは、当該委員を辞任する。

2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、第4条第2項各号(第2号を除く。)の委員を補充することができる。

(附属病院長候補者の選出)

第8条 選考委員会は、附属病院長適任者の所信等を聴取のうえ、2人以上の附属病院長候補者を選出し、学長に推薦するものとする。

(附属病院長の指名)

第9条 学長は、選考委員会から推薦のあった附属病院長候補者について、附属病院長として最も適任であることに加え、副学長として適任であるか否かを判断のうえ、附属病院長を指名する。

2 学長は、附属病院長を指名したときは、当該附属病院長の氏名、選考理由、選考過程等について、遅滞なく公表するものとする。

(任期)

第10条 附属病院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して4年を超えて在任することはできない。

2 第2条第2号から第4号までの理由により選考された附属病院長の任期は、前任者の残任期間とし、前項ただし書きに規定する期間には加えないものとする。

(その他)

第11条 この法人規程に定めるもののほか、附属病院長候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成29年11月1日から施行する。